

「ボーナスカットⅢ」控訴審・不当判決弾劾！

本日、大阪高等裁判所第14民事部は、平成22年（ネ）第509号損害賠償事件（ボーナスカットⅢ裁判）に対して、本年1月20日の大阪地方裁判所の判決を丸ごと下敷きにして、組合側の主張を全面的に退ける、またしても棄却するという極めて不当な判決を下した。われわれはこの不当判決を満腔の怒りを込めて弾劾するものである。

本件は、大阪第一運輸所分会の6名への平成16年、17年の大量期末手当カットを裁判に訴えて闘ってきたものであり、裁判を通して現場管理者共による些細な理由や恣意的な判断によって加えられたボーナスカットであることは明らかになってきている。ところが大阪地方裁判所はその判決において、会社側に広範な裁量権があることを理由にして、管理者の指摘は根拠のないものではないとして、ボーナスカットを容認する判決を下した。今回また、大阪高等裁判所は、会社のデッチ上げた非違行為を前提にして、「不利益の程度が5%減額ないし昇給の4分の1カットにとどまることに考えれば、著しく不合理であったとまではいえない」と言い切っているのだ。しかも、会社の勝手な人事評価でしかないのに「資料の提出がないからといって、不利益な扱いを受けた労働者に対する査定が著しく不合理なものであったと解することはできない」と会社のフリーハンドを容認している。これらは、会社の職場における「命令と服従」の支配体制を認めるものでもあり、JR東海に働くすべての社員の問題でもある。

大阪高等裁判所の不当極まる判決を断固許さないことを明らかにする。今現在でも、「命令と服従」のための会社の攻撃である添乗や試問、そして見せしめとしてのボーナスカットがかけられてきている。こうした攻撃を背景に、関西では自らの若い命を断つという事態も引き起こされている。私たちは、仲間を大切にする職場づくりをめざすと共に、職場からさらに闘うものである。

2010年12月24日

JR東海労働組合新幹線関西地方本部